

No.1708

第1709 回例会

2016年3月9日(水) 18:30～

第26回東部5RC合同例会

於 ホテルニューオータニ鳥取 鶴の間
点鐘

ロータリーソング “奉仕の理想”

会長紹介および挨拶

鳥取RC 会長 藤川昭夫

鳥取北RC 会長 坂根 徹

智頭RC 会長 田中 潔

鳥取中央RC 会長 岸野 優

鳥取西RC 会長 金田卓也

幹事報告

* 例会変更のお知らせ

倉吉中央 4月6日(水) 夜間例会

ビジターの受付は、定刻定例会場にて

出席率報告

各クラブ新入会員と米山奨学生紹介

点鐘

懇親会

* 開会挨拶

* アトラクション 1部

* 最優秀出席クラブ表彰

* 挨拶・乾杯 ガバナー補佐 野間田節雄

* 会食

* アトラクション 2部

* 事務局へのお礼

* ロータリーソング 手に手つないで

* 閉会挨拶

先週(第1708 回例会)の記録

2016年3月4日(金) 12:30～13:30

会長会務

いよいよ3月に入り暖かくなりました。次週9日は東部5ロータリークラブ合同例会です。皆様、ご参加の程宜しくお願い致します。

昨日来、新聞等で廃油ボールが日本海側に流れ着いて大変だという話がありましたので、日曜日に東浜に清掃に行ってきました。廃油ボールはほとんどありませんでしたが、海外からのペットボトルや瓶、漁具などのゴミが漂流していました。短時間で大量のゴミが集まり、環境問題を考えさせられました。

トワイライトエクスプレス「瑞風(みずかぜ)」が、鳥取駅と東浜駅に停車します。平井知事や深澤市長も、これを機に鳥取をPRしたいとのことでした。

月曜日に、タクシー観光ルート作成のため、隼、安倍、若桜の駅、岩屋堂、茅葺屋根の三百田氏住宅に行ってきました。また、浜村、鹿野、関金にも行ってきましたら、雪山がきれいで、東大山大橋という絶景ポイントへ行きました。

峰岸会員がご栄転になり大変残念ですが、退会されることになりました。大変、きれいな声で、当クラブの運営に寄与していただきました。

幹事報告

* 地区研修・協議会のご案内。

日時：4月24日(日) 10:30～ 米子市
出席義務者：次期会長・幹事・職業・社会・国際・青少年各委員長。該当者の会員の皆様はご出席よろしく申し上げます。合わせてクラブ事務局研修会の案内も来ています。

* 青少年育成鳥取県民会議からの小冊子を回覧。

* 地区大会記念誌を登録された皆様に、またロータリーの友3月号 ガバナー月信No9を配布しています。

* 次週例会は3月9日(水) 東部5RC合同例会になります。お間違えの無いようお願いいたします。また合同例会ご欠席の方は、いずれかにメーキャップをお願いいたします

峰岸会員退会挨拶



本社の業務推進グループへ転勤することになりました。入会の挨拶をしたことを昨日のこのように思い出します。皆さんと沢山の時間を楽しく過ごさせていただき、感謝しております。心は、西RC一筋です。2年間、短い間でしたが、本当にあり

がありがとうございました。

出席率

3月4日 会員46名 欠席11名 76.08%
2月19日 メーキャップ 3名 86.07%
3月は目指せ100%出席率です。メーキャップにご協力下さい。

メーキャップ会員

2月27日 児島 良会員、米山奨学生歓送会へ(岡山)
2月29日 岩崎陽一 大田原俊輔 岡田信俊 山下卓治 瀧田賀久也 平井義一の各会員 鳥取中央RCへ

スマイル

- * 金田卓也会員 / ①麻木先生。昨日はお世話になり、ありがとうございました。②峰岸さん、お世話になりありがとうございました。新天地でも頑張ってください。
- * 森下哲也会員 / 春がやってきました。花粉も飛んできました。
- * 峰岸健一会員 / 今回、残念ですが、転勤となりました。2年間という短い間でしたが、本当にありがとうございました。
- * 生馬美津雄会員 / 峰岸さんご栄転おめでとう。ゴルフは大変お世話になりました。
- * 坂本 直会員 / 峰岸さん、ご栄転おめでとうございます。ご活躍を祈念致します。
- * 岡本安量会員 / 峰岸さん、お世話になりました。新天地でも活躍してくださいね。
- * 大田原俊輔会員 / 気がつくと20年になります。実感がありません。(結婚記念日)
- * 山下卓治会員・麻木宏栄会員・平野敏和会員 / 結婚記念日。
- * 無断欠席・バッジ不携帯・遅刻・早退5件 合計36,000円

* R財団特別寄付：2件

雑誌委員会

生馬委員
ロータリーの友3月号の表紙写真は、「梅にうぐいす」ではなく、「梅にめじろ」です。大震災から5年の特集が組まれています。

卓話「あなたの相続は、

本当に大丈夫ですか？」

会員 葉狩弘一さん

平成27年度から、課税最低限が大きく引き下げられました。これまでは、相続税というと、お金持ちの問題でしたが、一般庶民の方にも身近な問題となりました。

平成25年の被相続人(亡くなった方)は、127万人とされています。その内、相続税課

税対象者は、約5万4千人、率にすると4、3%であります。改正後だと、これが7~8%になることが予想されます。ちなみに、東京都に限ると、40%くらいが対象と言われます。

平成26年度ではその内、遺産分割に関する相続件数は17万5千件、調停事件が1万3千百件と年々増加しています。すなわち、相続の遺産分割に関しては、相続の申告の必要な方だけでなく、必要のない方や一般の家庭などでも問題が起きていることがわかります。皆さんの家庭でも、うちに限ってそんな心配は必要ないと思っている方も、大きな勘違いです。

紛争は、第二次相続(父親が先にしに、次に母親が亡くなる時の相続)や、相続財産が「土地・家屋」の場合に多く起こります。

そこで、相続税対策という、相続人との闘争対策、納税資金対策、節税対策のことを言います。

- ・ 相続税の基本は、財産をきちんと引き継がせること、もめないことになります。
- ・ 誰が相続人になるのか？配偶者は必ず相続人になります。その後は、順位があり、第1順位が子、第2順位が父母、第3順位が兄弟姉妹となります。さらに、子供が亡くなっているときは、孫に権利が引き継がれます。これを代襲といいます。一方、第3順位の兄弟姉妹は1代限りの甥、姪までとなり、その子が代襲することはありません。
- ・ 相続財産には、プラスの財産だけでなく、ローンなどのマイナス財産も含まれます。生命保険、退職金はみなし財産とされます。
- ・ 土地の評価の計算ですが、この時に用いるのが、いわゆる、路線価と固定資産税評価額です。
- ・ 自宅の場合は、同居している相続人が相続する時などは、330㎡までは、8割が減額されます。貸家は、評価額から3割マイナスします。
- ・ 分割協議が円滑に進むためにも、遺言は必要です。信憑性を保つために、公正証書遺言が有利です。
- ・ 分割協議書作成が最大の山場になります。資産を安易に共有すると、その後に問題が起こることが多いです。
- ・ 不動産など、分割できない資産は、不公平を解消するために、現金の授受を行う、代償分割というものがあります。
- ・ 配偶者は、1億6000万までは、非課税です。相続税の納付は、10ヶ月以内に納付が原則です。
- ・ 節税対策としては、生前贈与を有効に活用しましょう。

(所感) 峰岸さん栄転おめでとうございます。さわやかな笑顔とすてきな声を忘れません。新天地でのご活躍を。

次週例会予定

2016年3月18日(金) 第1710回例会
卓話「PETSの報告」 会員 森下哲也さん
(編集者 山下聖児)